

栃木市妊婦支援給付金

令和7年4月から、妊娠期から切れ目ない支援を行うことを目的として、子ども・子育て支援法に創設された「妊婦のための支援給付」と児童福祉法に創設された「妊婦等包括相談支援事業(伴走型相談支援)」を一体的に実施します。

1回目： 妊娠時(5万円の振り込み)

妊娠届出時に、妊婦支援給付金申請手続きを行います。

(注記) 妊娠の確認は、医師による胎児心拍が確認されている場合となります。

2回目： 出産後(胎児一人あたり5万円の振り込み)

こんにちは赤ちゃん訪問(生後2～4か月頃)にて申請書を記入していただきます。

<給付について>

・申請受付後、妊婦さん本人名義の金融機関口座へ振り込みます。申請から振り込みまで約2か月かかります。振り込みにあたっては、事前に振り込み時期を記載した通知文を送付します。※妊婦以外の口座名義は指定できません。

<その他>

・残念ながら妊娠を継続されなかった方(胎児心拍確認後の流産、人工妊娠中絶、死産となられた方)や、お子さまを亡くされた方等も給付の対象となりますので、下記までご連絡ください。
・申請(届出)期限は、1回目は、医療機関で胎児心拍が確認された日(受診日)から2年間です。2回目は、出産予定日の8週間前から2年間です。

妊娠期

(8～10週前後)

- ・妊娠届出面談
- ・妊婦支援給付金1回目(5万円)

妊娠期

(32～34週前後)

- ・妊娠8か月アンケート
または
- ・妊娠8か月教室

出産・産後

- ・お誕生連絡票提出
- ・生後2週間電話
- ・こんにちは赤ちゃん訪問(生後2～4か月)
- ・妊婦支援給付金2回目(胎児の数×5万円)

育児期

- 希望者
- ・育児相談
- ・産後ケア
- ・家庭訪問
- ・産後ヘルパー



【問合せ先】

〒328-0027 栃木市今泉町 2-1-40 (栃木保健福祉センター内)
栃木市 こども家庭センター おやはぐくみ係 0282-25-3505

こども家庭センターHP

